



平成23年6月10日

各位

社団法人 軽仮設リース業協会
会長 関山 正

放射能汚染に対する仮設機材の取扱い基準（暫定措置）

平成23年4月22日午前0時以降、原子力災害対策特別措置法に基づき、福島第一原発から半径20km圏内（海域を含む）が「警戒区域」に設定されました。

これに基づき、当協会と致しましても放射能汚染に対する仮設機材の取り扱い基準を下記にまとめましたので、ご報告致します。

尚、今後、行政省庁等から基準値についての定めがあった場合には、それに従うこととなります。それまでの当協会としての暫定的な措置であることをご承知おきください。

【仮設機材の納品に関して】

1. 「警戒区域」に持ち込まれる仮設機材に関しては、かなりの量の放射能汚染が想定される事から、返却不可と判断し、販売対応とします。
また、20km圏内への立ち入りは禁止（緊急事態応急対策に従事する者以外）されており、運送手配等は、お客様にて対応戴くものとします。
2. 20km圏外の「計画的避難区域」についても概ね1ヶ月を目処とした非難指示が出されており、「警戒区域」と同様の対応とします。
3. 20km圏外の「緊急避難準備区域」については、仮設機材のレンタル対応を実施して参ります。
但し、当協会員による仮設機材の持ち込みに関しては致しかねますので、お客様にて運送手配等は御願ひ致します。

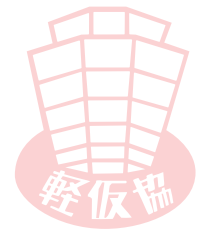
【仮設機材の返却に関して】

4. 上記項目3. により出庫した仮設機材についての受入れは下記条件とします。
 - ・放射線量が、 $\alpha_1 = 0.5 \mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト/アワー）を超えていない事。
基準値を超えている場合は、お客様で除染をして戴き、基準値以下となった場合は、受け入れるものと致します。
※尚、基準値については後述の判断資料に基づく。
5. 上記項目1及び2の区域に納品された仮設機材で、どうしても返却を要望される場合は、あくまでも上記項目4. の基準値を超えていない事が条件となります。

☆放射線量の測定方法について

20km圏外の「緊急避難準備区域」については、Jビレッジにおいて除染窓口（東京電力保安班）にて放射線量の計測証明書を発行して戴く様、お客様にて手配を御願ひする。（証明時の測定は、cpm単位で、 $1 \mu\text{Sv/h} = 120\text{cpm}$ となります。よって基準値 $0.5 \mu\text{Sv/h} = 60\text{cpm}$ となります。）

尚、引取りの際、当該機材の放射線量測定値に不安があると思われる場合は、協会各社において、測定されることをご検討下さい。測定器については、低価格のものは大気測定用のもので、主にスクラップ業者の使用している測定器（価格：30～40万円程度のもの）を使われることをお勧めします。



【基準値判断資料】

(社) 日本鉄鋼連盟『鉄鋼メーカーの自主運用のための手引き骨子』

α_1 : 最低警報レベル (以下なら無害検収、超えると返品)

α_2 : 隔離措置必要レベル (隔離措置・監督官庁に連絡)

現状の法令にはこれに適合する規定がないため、周辺の現行法令ならびに諸外国の事例を最大限勘案し、参考値として $\alpha_2 = 5 \mu\text{Sv/h}$ を提案している。

[理由]

- ・放射線障害防止関連法令の放射性物質の運搬基準は、荷の表面における線量当量が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以下であれば、輸送に当たってかくべつの規制がない。

【当協会の判断根拠】

※これらの資料を参考にし、国内外のスクラップ引取り可能な放射線量についてのヒアリング結果が、 $0.25 \sim 0.5 \mu\text{Sv/h}$ であった事を基準に当協会の基準値を上記のように $\alpha_1 = 0.5 \mu\text{Sv/h}$ と定めた。

★20km圏内、20km圏外 (計画的避難区域・緊急時避難準備区域) 地図

